# 第6章 メキシコの地震保険商品

本章では、2006年に行った現地調査および現地の保険会社等へのヒアリング内容をも とに、メキシコの地震保険商品についてまとめる。

#### 1. 地震保険商品の概要

メキシコの地震保険は、1997年以前、火災保険の特約となっていたが、それ以後地 震保険単独での引き受けも可能になった。したがって、各保険会社は地震保険と火災 保険を分離して引き受けることが原則可能である。しかし実質的にはほぼ 100%、火 災保険に地震保険を付帯した形で販売している。つまり、地震保険に加入している人 は 100%火災保険も同時に購入しており、地震保険単独の購入者はいないというのが 実情である。

保険会社は保険商品を開発、提供し、販売に関しては、すべてブローカーが個別に 行っているというのが実情である。また、保険会社が保険契約者向けのパンフレット 等を作成してブローカーの営業活動支援をすることもないとのことである。

## (1) 保険引き受けまでの過程

地震保険を引き受けるに当り、当該保険会社のアンダーライターは、契約者に対し、引き受けの是非を判断するために建物情報を記した書類を併せて提出させている。資料 4 は、現地の保険会社が実際に使用しているものであるが、その内容は以下の項目である。

- ① 地盤種別
- ② 建築年
- ③ 建築構造、材料(コンクリート、鉄等)
- ④ アトリウムの高さ、広さ
- ⑤ 梁形状、側面梁の有無
- ⑥ 短柱の有無
- ⑦ 過重量構造
- ⑧ 近接建物等の状況
- ⑨ 角地であるかどうか
- ⑩ 建物高さ、階数
- ① 建物形状の変則性(高さ方向に特異な形状かどうか、平面プランとして矩形等の安定した形状ではなく、三角形等の特異なものであるかどうか)
- ① 地盤の沈下具合
- ③ その他

提出が求められる情報は、各保険会社の引き受け基準 (underwriting criteria) に沿って対象物件を引き受けるかどうかを判断するためにのみ使われるもので、この内容によって保険料率を変えるということではなく、料率は当該保険会社が定める標準料率表に則るとのことである。

なお、地震保険は、保険会社各社で自由に商品設計出来ることになっており、例えば建物階数・高さによって AMIS 料率区分が 2 つになっているのを独自に 3 区分にする会社なども見られるが、大枠としては、既述した AMIS ガイドの料率を採用している。新商品開発の際には、CNSF による料率の妥当性などの商品内容に関して厳しくチェックしており、そのことも各社が大胆な保険設計を行わない理由となっているようである。

### (2) 保険引き受け条件および契約高統計

地震保険の引き受けは、通常 AMIS が示している条件等(標準料率など)に沿って各社ほぼ一律の条件で行われるが、保険金額 3,000 万 US ドル以上(これをジャンボ物件という。)については、それぞれの保険会社が独自の条件を提示し自らの判断で引き受けることとなる。なお、ジャンボ物件については、引き受ける限度を 1 地区合計 5,000 万 US ドル、 1 契約合計 1 億 US ドルとしている場合が多いとのことである。

最近の契約件数、保険料に関する統計値は、以下のようになっている。

契約件数 保険料収入 引受保険金額 [件] [百万 US ドル] [百万 US ドル] 2003 46345.85 188.5240,518.9 2004104433.50 184.0 386,600.0 2005 126723.48 192.5 405,029.5

表 6.1 地震保険の契約件数、保険料収入、引受保険金額

- 1US ドル=10.85 ペソとして計算
- ・ 契約件数:各年の契約件数(1年未満の場合小数となる)

### (3) 保険対象となる建物およびリスク

#### ① 保険対象物件

保険対象となる建物は、その所有者が明らかになっている建物のみである。したがって、賃貸物件については借家人が加入することはできない。対象建物種別は住宅、オフィスビル、工場等多岐にわたるが、それをどのような分類にして料率を提示するかなどは、原則 AMIS ガイドに準じて自ら決められるが、実際は各社大きく変わることはなく、ほぼ似通った条件になっているようである。

なお、この地震保険では、建物と付属物(家財等)を別途に対象としており、

付属物についての制限(例えば建物以上の保険金額に出来ないなど)は無く、申請の際になされる評価に基づいて付属物の現在価額に応じた保険金額が決められる。これにより賃借人は建物を所有していなくても家財に保険をつけることが可能となる。

なお、建物の評価は、通常、保険加入のために行われることは少なく、不動産 取引の際に使用される第3者機関による"評価書類"に示されている見積り価格 が用いられることが多い。

#### ② 対象リスク

対象リスクは地震および火山で津波、洪水は除外されている。なお、2005年のハリケーン被害の重大さに鑑み、2007年から洪水に関する保険商品が出される予定とのことである。

### (4) 料率提示に関わる基本事項

顧客への料率提示に関わる最も基本的な事項は、次の3つで、ほとんどの場合これ以外の事項(建築年代など)が保険料率に影響することは無い。

- ① 地域 (ゾーン):郵便番号で区分されている
- ② 建物用途(住居かその他)
- ③ 高さ(6F以下、7F以上)

料率は、基本的には AMIS ガイドで示されたものを各社が使用している、というのが実態である。しかし、2006 年に調査した保険会社の中には、統計値を基に AMIS のものとは微妙に異なる独自の料率表を使って保険を引き受ける会社も出てきており、今後はこの傾向が強まると考えられる。

独自の料率表の典型的な例は、たとえば前述した対象物件の階数分類を AMIS の 2 段階( $1\sim6$  階, 7 階以上)から 3 段階( $1\sim6$  階,  $7\sim11$  階, 12 階以上)に細分化する動きである。

### (5) 建築基準法と保険引き受けの関係

建築基準法に則った構造物であるかどうかは保険引き受けの重要な判断基準となると考えられるが、メキシコにおいては、法的には必ずしもそれを必須条件とはしていない。しかし現実的には、保険会社は引き受けの際には建築基準法に則った建物であることを条件としているようである。建築基準法は、各地域の特性を踏まえて、徐々に全国的に策定されつつあるが、国の中心地であるメキシコ市の近接郊外地には建築基準に則った建物ではないものも多数存在することも現実であり、この点からだけ見ても地震保険が大多数の建物に普及するまでには多くの課題を乗り越えなければならないように思われる。

### (6) 引受限度額について

地震保険に関して、一律に引受限度額を設定しておらず、前述した第三者機関からの建物評価が出れば、顧客の求める保険金額に対して対応する保険料を提示し、見合う保険金額まで引き受けることとなる。ただし、メキシコ市など地震リスクの高い地域に対しては、見積もられた建物評価額の75%までしか引き受けない、という AMIS ガイドも有り、通常はそれに準ずるようである。

なお地震保険に関して、基本的に臨時保険金は無いが、例外的に企業保険の一部で、震災時に一定金額の費用や給与を支給する契約もあるとのことである。

#### (7) 保険料率について

各保険会社は、一般的には AMIS ガイドが公表する料率表を採用しているが、ジャンボ物件については、自由裁量・市場動向に応じた価格となり、各保険会社の特徴が現れる。表 6.2、表 6.3 は AMIS ガイドが示す料率表である。 AMIS ガイドでは、ここ 10 年は大きな見直しはされていない。また対比のために掲げた、ある保険会社についても 2001 年以来大きな見直しはしていないとのことであった。

これに対し、保険会社独自の料率表に基づいて保険引き受けを行っている場合もあり、たとえば、ある保険会社では表 6.4 (建物)、表 6.5 (付属物)の料率表を採用している。

なお、各表の引受における自己負担割合は、建物評価額に対する保険をつけられない割合を意味し、免責割合は保険金額に対する割合で、各免責割合以下の損害については支払われないことを意味する。

表 6.2 AMIS ガイドによる住宅保有者向け料率表

	引受における	免責割合	建物	家財等
zone	自己負担割合[%]	[%]	[‰]	[‰]
A	10	2	0.1764	0.0882
В	10	2	0.7245	0.3623
B1	25	2	0.4935	0.2468
С	10	2	0.7245	0.3623
D	25	2	0.6668	0.3334
E	25	2	0.4935	0.2468
F	25	2	0.9975	0.4988
G	30	4	2.7832	1.3916
H1	30	3	2.3569	1.1785
H2	30	3	2.0531	1.0266
I	30	2	0.6762	0.3381
J	30	5	3.5574	1.7787

表 6.3 AMIS ガイドによる商業、工業用建物料率表

	引受における	免責割合	料率①	料率②	業務中断
zone	自己負担割合[%]	[%]	[‰]	[‰]	[days]
A	10	2	0.28	0.69	7
В	10	2	1.15	2.88	7
B1	25	2	0.94	2.35	7
С	10	2	1.15	2.88	7
D	25	2	1.27	3.18	7
E	25	2	0.94	2.35	7
F	25	2	1.90	4.74	7
G	30	4	5.68	14.21	14
H1	30	3	4.81	12.02	10
H2	30	3	4.19	10.48	10
I	30	2	1.38	3.46	7
J	30	5	7.26	18.15	18

\* 料率①:6Fまでの低層建物およびすべての階数の軽工業工場建屋

\* 料率②:7Fまでの高層建物およびすべての階数の重工業建屋

\* 業務中断:利益保険の免責期間

\* 収容物の料率は全てのゾーンでこの表の料率の半分

表 6.4 商業、工業用建物料率表 (例)

	引受における	免責割合	6Fまで	7F~12F	12F 以上	業務中断
zone	自己負担割合[%]	[%]	[‰]	[‰]	[‰]	[days]
A	10	2	0.252	0.6183	0.6210	7
В	10	2	1.035	2.5547	2.5920	7
B1	25	2	0.705	1.7658	1.7625	7
C	10	2	1.035	2.5458	2.5920	7
D	25	2	1.143	2.7835	2.8620	7
E	25	2	0.705	1.7581	1.7625	7
F	25	2	1.425	3.5032	3.5550	7
G	30	4	3.976	10.2124	9.9470	14
H1	30	3	3.367	8.7680	8.4140	10
H2	30	3	2.933	7.4566	7.3360	10
I	30	2	0.966	2.3568	2.4220	7
J	30	5	5.082	12.6131	12.7050	18

表 6.5 商業、工業用建物付属物料率表 (例)

	引受における	免責割合	6Fまで	7F~12F	12F 以上	業務中断
zone	自己負担割合[%]	[%]	[‰]	[‰]	[‰]	[days]
A	10	2	0.1260	0.3092	0.3105	7
В	10	2	0.5175	1.2773	1.2960	7
B1	25	2	0.3525	0.8829	0.8813	7
C	10	2	0.5175	1.2729	1.2960	7
D	25	2	0.5715	1.3918	1.4310	7
E	25	2	0.3525	0.8791	0.8813	7
F	25	2	0.7125	1.7516	1.7775	7
G	30	4	1.9880	5.1062	4.9735	14
H1	30	3	1.6835	4.3840	4.2070	10
H2	30	3	1.4665	3.7283	3.6680	10
I	30	2	0.4830	1.1784	1.2110	7
J	30	5	2.5410	6.3066	6.3525	18

# (8) 保険金支払い体制等について

巨大災害発生時において保険金支払いのための特別な体制を組む準備は基本的に考えられていない。たとえば、2005年のカンクーン市でのハリケーンでは、多大な被害にあったが被害査定、迅速な支払いに特別な問題は無かったと言われている。これは、このような異常時には同じスペイン語圏南米各国のスタッフの応援を短時間の内に期待でき、迅速に作業を進められるという認識からと思われる。なお、このような事態に際しての緊急時計画(Contingency Plan)の策定を CNSF から各社に要請されているそうであるが、大半の保険会社は、まだその緒についたばかりとのことである。

### (9) その他

前掲のとおり、各保険会社は、AMIS ガイドに基づく料率表を採用しているため、独自に PML 等の算定をする必要性を認めていない。したがって、先に紹介した EI-CNSF システムと同様の PML 等算定プログラムを各保険会社は持っていない。 次に地震保険における CNSF の立場についてであるが、メキシコにおける地震保険は、保険会社の商品の一つに過ぎないため、CNSF は消費者保護という観点から保険会社の経営の安定性を確保するために指導と監視を行っているだけである、とみることが出来る。しかし一方で地震保険加入率が低ければ平時でも国家財政が逼迫している中、大規模災害時での被災者支援負担で、壊滅的な財政状況になることは避けられず、したがって、CNSF は単に保険会社監督機関という立場に留まらず、

地震保険加入率向上の働き掛けを国民に向けて行い、大規模災害時での被災者支援に係る国家負担軽減を図る、という別の立場にもあるといえるであろう。

# おわりに

メキシコは、日本と同様の地震国であり、これまでに多くの地震被害を受けてきた。特に、1985年メキシコ市を襲ったミチョアカン大地震がその代表であり、これを契機に地震保険は地震災害補償手段の一つとして考案された。しかし、メキシコにおける地震保険は多くの建物には普及していない。メキシコ市中心部やアカプルコ市などの国際リゾート地では、近代的で耐震性能のある建物もあるが、それ以外の郊外や地方部では、耐震性の低い建物が多く存在し、その多くは建築基準法に則っていないため、保険をつけられないものも存在する。したがって、地震保険が多くの建物に普及するには、多くの課題があるものと思われる。現状では、地震保険をつけられないような低所得者層の住宅の補償はFONDENが行っているが、国としては、将来的には地震保険が普及することを目指している。

しかし、一方で、メキシコの地震保険の料率は、想定地震、揺れの大きさ、地盤のタイプなどを考慮して、地震危険度区分で等地区分されたものとなっており、日本と同様に地震研究と地震保険への反映が進んでいると言える。

同じ地震国として、今後も逐次情報を集めていきたいと考えている。